

特定放射性廃棄物の最終処分取組見直しに向けた国民からの御意見
(平成26年1月21日～平成26年2月13日)

※個人情報等を除き原文を掲載しております。

○年齢：60代

○性別：女性

○職業：なし

○都道府県：岐阜県

○御意見及びその理由（1）

1. 特定放射性廃棄物の処分地選定に関して、当該自治体と道府県の住民投票の実施を明確に位置づけてください。
2. 昨年11月28日付放射性廃棄物ワーキンググループの「方向感」として基本問題検討委員会に提出された「(報告)」は基本政策分科会どれだけ議論され活かされたのでしょうか。ご都合主義的、アリバイ的な利用をされたと批判されかねないものでした。今後も基本政策分科会と放射性廃棄物ワーキンググループは原子力政策のあり方を根本から議論することなく、一方通行の報告が続くのでしょうか。

○御意見及びその理由（2）

処分実施主体・原子力発電環境整備機構の瑞浪超深地層研究所使用は認められていない。使用できない理由を事務局は熟知していなければならないし、事務局の責任として委員会で説明すべき。

昨年12月18日の第3回地層処分技術ワーキンググループと、本年1月21日の第8回放射性廃棄物ワーキンググループにおいて、地層処分実施主体原子力発電環境整備機構が地下研究施設を使用できるようにすべきである、あるいは原子力発電環境整備機構の権限外のことに対しては（実施主体から）政府に地下研究施設を使うことができるように働きかけるべきとの趣旨の発言がありました。

しかし、瑞浪超深地層研究所は1995年の協定により「地層科学研究」に限定されています。また、2002年1月17日締結の瑞浪超深地層研究所の賃貸借契約で「第2条の目的又は同目的以外の学術研究等で、大学等の研究機関に研究所の施設を使用させる場合は、甲の承認を得なければならない」と定めています。

処分実施主体に使用させることは認めていません。処分実施主体を含め、賃貸借契約に反した使用をしていないかどうかを四半期ごとに報告させチェックしています。

協定や賃貸借契約は文部科学省や資源エネルギー庁が充分承知しているはず
です。

使用させられない理由を事務局は熟知していなければなりません。そして事務局の責任として委員会で理由を説明すべきです。敢えてしないのは、瑞浪超深地層研究所を処分実施主体に使わせたいとの意図があると疑われかねません。

◆2013. 12. 18 開催の地層処分技術ワーキンググループ（第3回）議事録

URL、地下研究施設からの成果というのが、いろいろな意味でこの10年間の理解を深めたというのは、まさにその通りだと思っていて、ぜひ今後とも地下研究施設を実施主体の方がうまく使っていけるような成果の出し方と、そのための体制を考えていく必要があるのかなというふうに思います。

◆2014. 01. 21 第8回放射性廃棄物ワーキンググループ

議事要旨

幌延や瑞浪の深地層研究施設は、なし崩し的に処分地とならないよう、NUMOの利用はできないという地域との約束があると聞いている。

現場において自ら調査・試験を行うというが、こういう問題をどう解決しようと考えているのか。わざわざ海外の研究施設を使うことが適切かどうか等、議論すべき点はたくさんある。

その中で、NUMOの権限・責任の範囲でできることと、これ以上は政府に考え
てもらう必要があることと、具体的に示してもらわないと議論が進まない。

○年齢：60代

○性別：男性

○職業：団体職員

○都道府県：茨城県

○御意見及びその理由

意見 1

我が国の長期の地質環境条件の安定性に関連する最新情報について、幅広い専門分野のできるだけ多くの専門家の見解に基づき公平中立に確認し、地層処分の安全性の観点から科学的に言える知見（不確実性についての知見を含む）を取りまとめて公表すべきである。また、最新知見を取り入れるため、必要に応じてあるいは定期的に見直すべきである。この知見は地層処分の基盤的条件として位置付け、地層処分の技術的検討はもとより国民へ説明する公式情報として取り扱うべきである。WGはこのような主旨の提言を行うべきである。

理由 1

- 我が国の長期の地質環境条件（地震・隆起沈降・火山等の活動、活断層、地下水流動、地下水化学、気候変動その他）の安定性に係る知見は、地層処分の長期安全性を支配する最も基盤となる知見の1つである。
- それにも拘わらず、我が国の長期の地質環境条件の安定性については、国民から見てもさらに科学技術の専門家から見ても、最も懸念があり、しかも見解が分かれている状況である。これは先般の学術会議の原子力委員会への回答書の内容とこれまで地層処分を推進してきた地質環境の専門家の見解とを比べれば明白である。
- このように、専門家の間で見解が大きく異なるようでは、地層処分の長期の安全性について国民の理解や支援が得られない。
- 従って、地層処分の最も基本となる科学技術的知見である我が国の長期の地質環境条件の安定性に関連する最新情報について、専門家の見解に基づき確認し、それを地層処分の基盤的条件として位置付け、取り扱うことが必要である。

意見 2

我が国における地層処分可能な最大容量を早期に明らかにし公表すべきである。同時にこの値は、我が国における原子力発電の最大容量の設定並びに発電計画及び地層処分計画に反映すべきである。WGはこのような主旨の提言を行うべきである。

理由 2

- 地層処分は、高レベル放射性廃棄物等の最終的な措置として、いずれ実施が必須の措置であると考えられる。
- しかし、地層処分を行うことが必要であるとされている理由から明らか

うに、我が国において地層処分が不可能な量の高レベル放射性廃棄物等を発生させてはならない。このためには、我が国における地層処分可能容量を把握することが必須であり、それに基づき原子力発電計画及び地層処分計画を戦略的に実施する必要がある。

- 我が国における地層処分可能容量の把握を行うには、地層処分候補サイトの地質環境の広がりを知ることが必要であるが、地層処分候補サイトの抽出は、科学技術的観点のみならず社会的観点も必要であり、簡単にできることではない。しかし、まず最初に科学技術的観点に基づき候補サイトを明らかにすることは可能であり、それに基づき地層処分可能容量を概算することは可能である。
- 段階的に候補サイトの調査が進み知見が蓄積されるに従って、また社会的観点等から候補サイトが見直されるに従って、我が国トータルとしての地層処分可能容量は変動することが考えられるが、その変動した結果に基づき、原子力発電計画や地層処分の実施計画を必要に応じて見直すのである。
- なお、IAEAの安全文書「SSG-23 The Safety Case and Safety Assessment for the Disposal of Radioactive Waste」の6.10項では、サイト研究及びサイト選定の段階で、基本的なサイト特性を記述すべきであるとし、その記述には以下のことも含めるべきであるとの主旨が述べられている。
 - ・ 検討しているサイトの処分容量並びに現存している及び将来予測される廃棄物量への適合能力の評価
- このように、サイトの選定段階において各候補サイトについて、処分容量の把握を行うことは通常のことであり、我が国においてもサイト選定の初期段階から各候補サイトの処分可能容量の把握を行うべきである。それによって我が国トータルとしての処分可能容量の把握を行うことができる。それはサイト選定段階の進展や技術の進歩等に応じて見直されるものである。

意見3

我が国における地層処分の候補地層として、物質移行が拡散支配である粘土層のような地層を最初の候補として推奨すべきである。WGはこのような主旨の提言を行うべきである。

理由3

- フィンランド、スウェーデン、フランス、スイスにおいては、地層処分の計画が進展しているあるいは比較的進展していると言われる。このように言われるには、科学者を始めとする社会の理解が得られていることによるのであろうが、その大きな理由の1つは、選定されている地質環境の特性にあると

考える。

- フィンランド、スウェーデンの岩盤はその地質環境の安定性が科学的に実証され実感もされている。一方、フランス、スイスでは巨大な緩衝材ともいえる粘土層が有力候補として検討されている。粘土層は地下水の透水性が低く、核種の移行は拡散支配であることが科学的に実証されており、機能が理解しやすい。
- 我が国は岩盤の種類は特定することなく幅広く考え得るとの方針であるが、亀裂が多くその将来の新規発生予測も難しい結晶質岩の場合には、地下水・核種移行の解析が複雑となり、そのため実証も理解も説明も容易なことではないと考える。従って、まずは地下水・核種移行が拡散支配であり解析も比較的容易で理解しやすい粘土層のような地層を最初の候補として推奨すべきである。
- 粘土層はその他にも優れた性質を持っており、地層処分の安全性について説明もしやすいし理解もしやすい。
- なお、花崗岩等の結晶質岩を全面的に否定しているのではないことを申し添えておく。まずは科学的に実証し易く理解・説明もし易い方から取り組むべきであるとの考えを述べているものである。

意見 4

地層処分を我がこととして考え実施する国全体としての仕組みを我が国に設けるべきである。そのため、国会、政府、自治体に関係組織を設けるとともに、実施主体、研究開発機関、規制機関、第三者的組織等との関係、役割、責任、権限等を明確にすべきである。このとき、地層処分サイトの選定・処分場の建設・処分の実施等は、候補サイトの自治体・住民が最終承認権を持つことを明確にすべきである。WGはこのような主旨の提言を行うべきである。

理由 4

- 我が国において地層処分計画が進展してきていない最大の理由は、一部の関係者が努力しているだけであり、地層処分を我がこととして考え取り組む国全体としての仕組みがないからであると考えられる。
- 地層処分の計画を広く国民の理解を得て進めるためには、一部の組織だけではなく、国の構成員の全体が我がこととして取り組む仕組みが必要である。
- 地層処分サイトの選定・処分場の建設・処分の実施等は、押し付けでは不可能である。これらを行うには、候補サイトの自治体・住民が最終承認権を持つことが必要である。

○年齢：70代

○性別：男性

○職業：無職

○都道府県：東京都

○御意見及びその理由

意見：

「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（特廃法）」に規定する原子力発電環境整備機構（NUMO）の業務内容、特に『付帯する業務』については、もっと具体的に規定するよう見直す必要があります。

理由：

NUMOの業務は、「特廃法」及び「NUMO定款」に示されているとおり、処分施設の『概要調査地区等の選定を行うこと』即ち“応募ありき”で始まっており、また、「原子力政策大綱」や「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」に示されているとおり、処分技術については成立性を含めて国の研究機関である原子力研究開発機構などから与えられるものであり、NUMOは、与えられた処分技術に基づく施設の設計・建設・操業における、安全な実施（管理技術及び労働安全性の向上等）、経済性及び効率性の向上等のための研究開発から行うこととなっています。

原子力の世界では、それぞれの担当部署の役務分担、責任、業務要領が規定されており、そのことによって統一された設計の安全思想が崩れることの無いようになっていますが、長い間に他部署の役務分担には関わらない縦割り社会が定着してしまったように見受けられます。このことを念頭にNUMO（及び電気事業者）の処分事業への対応を見てみますと、処分技術の成立性、安全性についての説明は、その技術開発を担った国、及び研究機関の役務と捉えているように見受けられます。

立地は全国的な理解を得て多くの応援団を作らないと進まないことは東洋町の経験からも明らかですが、広く全国広報を展開して応援団を作り出して応募を促すという業務について、NUMOが本気で取り組んできたかについては甚だ疑問です。十数年間も“応募がないので・・・”と緊迫感なしに過ごしてこられたのはそういうことではないでしょうか。

放射性廃棄物WG（第8回）資料1「今後の処分推進体制について（NUMO提出）」においても、現在の枠組における役割として『・・・、廃棄物小委員会において、国が前面に立って進めることとされ、国の役割として文献調査の申し入れの追加、公聴・広報活動への一層の取組等が挙げられた』とあり、今後の対応として『NUMOは実施主体として、国、電気事業者との連携を強めながら、最大限の努力を行い、役割を果たしていく』と、自ら実施主体として取り組むとは表明せず、あくまでも国民への理解促進活動や応募を促す役割は国にあるとしています。

実施主体であるNUMOの在り方として本当にこれでよいのでしょうか。広く国民への理解促進活動や応募を促す役割は、あくまで立地を推進するNUMOにあり、国は、国でしかできない部分についてのみ協力的な役割を果たすのが本来の在り方ではないのでしょうか。

「特魔法」を改正し、『付帯する業務』としている部分をもっと具体的に定義付けし、原子力利用の必要性も含めて処分事業の理解促進活動を全国広報として実施し、応募を促す第一義的責任を負うのはNUMOであることを明確に規定しない限り、いくらNUMOの体制見直しをしても従来同様実効の伴うものとは成り得ないのではないのでしょうか。

全国的な理解を得て多くの応援団を作る手段として先ず挙げられるのがホームページ（HP）ですが、NUMOのHPを閲覧しても、自らが実施している立地活動（理解促進活動）を広く一般の方々にも知っていただいて、理解していただく努力がなされているとはとても思えません。開示情報が限られており（内容が開示されない、過去の情報が閲覧できない等）、アクセス数は非常に少ないのではないのでしょうか。「広聴・広報アドバイザー委員会」では広報の効果測定・評価の専門家（行政広報を主体に実施された経験者が相応しい）を交えての客観的な施策評価を定期的に実施しているのでしょうか。

NUMOにおいては先ず、資源エネルギー庁が公聴・広報事業として実施し評価の高かった事業に倣い、情報センターを開設し、あらゆる媒体ー電話（フリーコール）、ファクシミリ、電子メール、手紙ーを通じて、全国の一般の方々から寄せられる質問、資料請求、説明要請、意見等への対応を実施し、同時にこれとタイアップした理解促進活動としてのHPを開設してはいかがでしょうか。

一般の方々が理解しがたい高度技術を何を以て受け入れるかと言えば、それを説明する人が信頼できるに足ると感じることにあります。理解促進活動においては、何かを知りたいと思っている全国の不特定の一般の方々ともNUMO自らがいつでも正面から向き合い、相手の目線に立ち、逃げることなく、相手のニーズ、相手の理解力に即して誠実に応える姿勢が何より大切です。

○年齢：50代

○性別：女性

○職業：会社員

○都道府県：愛知県

○御意見及びその理由

<意見>

放射性廃棄物WGでの議論の中で委員が発言している内容の中に、現在、日本原子力研究開発機構が研究を行っている地下研究施設について、実施主体のNUMOが使えるようにすればいいのではないかと趣旨のものがあるが、これは非常に問題である。

今後このような意見が出ないように事務局は対応すべきである。

<第8回WG>

「幌延や瑞浪の深地層研究施設は、なし崩し的に処分場とならないよう、NUMOの利用はできないという地域との約束があると聞いている。現場において自ら調査・試験を行うというが、こういう問題をどう解決しようと考えているのか。」

超深地層研究所を受け入れた地元自治体である瑞浪市は、“研究所は処分場にしない。研究と地層処分は別のものである”という約束の下で住民を説得し受け入れた。当初から、この研究所が処分施設建設のために利用されるのではないかと懸念から反対する声が大きかったからである。

当時の旧動燃、核燃料サイクル機構も科学技術庁や経済産業省も、再三「研究所と処分場は違う」という説明をし、当時の経済産業副大臣も、建設地の移転の際、「200%処分場にならない。」と明言した上で、反対の声をかわしたのである。

現在でも、瑞浪超深研では、地元との約束があるから「地層“科学”研究」は行うが、「地層”処分”研究」はできないと説明している。

今になって実施主体が最終処分のために使うという話を出すのは、あまりにも地元の約束を軽視し、住民を愚弄しているのではないか。もし万が一、このようなやり方で処分政策を進めるのであれば、それは国が詐欺行為を働くことと同じである。

電力消費者にとっても、実施主体は処分場建設のための地下施設を別に建設するという前提で処分費用が見積もられ、電力料金からその費用が徴収されているのだから、とても納得できるものではない。

信義にもとるやり方で進めれば、住民の反発を招き、国民の理解も得られないであろう。

資源エネルギー庁 放射性廃棄物対策室は、WGの委員に対して、過去の経緯についてきちんと説明し納得させる義務があるのではないか。このような議論は今後二度と出ないようにしてほしい。

○年齢：60代

○性別：男性

○職業：無職

○都道府県：岐阜県

○御意見及びその理由

岐阜県瑞浪市の地層科学研究所で放射性物質の処分場の研究をすることに反対します。

放射性廃棄物WGや地層処分WGで瑞浪超深地層研究所をNUMOに使わせようという意見が出ています。

しかし、岐阜県や瑞浪市と原子力機構との協定で制限されているので、使うことはできないはずです。

そもそも、放射性廃棄物の処分方法が定まらないままに原発をつくったことから起きた問題です。ましてや、再稼働をさせるために地下処分場にしようとするのは、本末転倒です。原発建設を反省し、廃炉計画を立て、その上で話し合うべき事です。

○年齢：60代

○性別：女性

○職業：無職

○都道府県：岐阜県

○御意見及びその理由

1) 第8回のワーキンググループの議事要旨と配付資料を見ていると、「地層処分ありき」を前提に NUMO をどう嘯ませるか、第三者機関をどうするか、の議論にどんどん入っているように感じる。

「地層処分ありき」を見直すべき、ということは、日本学術会議からの意見（回答）でも指摘されている通りである。今は、フクシマの過酷事故「前」の議論の延長線の議論をするべきときではない。

2) 「瑞浪の深地層研究施設は、なし崩し的に処分場とならないよう、NUMO の利用はできないという地域との約束」は現前と存在している。「今存在する研究施設を利用すれば良い」式の安易な議論で、その約束を反故にすることは許されない。当該地域（協定の主体としての「岐阜県」）住民として、この手のことが平然と議論されることに憤りを覚える。

3) 「地層処分事業全体の取組を評価する外部の第三者組織が必要ではないか」

「【地層処分を前提としない】地層処分事業全体の取組を評価する外部の第三者組織」と改めて欲しい。

○年齢：40代

○性別：女性

○職業：主婦

○都道府県：愛知県

○御意見及びその理由

放射性廃棄物WGでは、NUMOが瑞浪や幌延の地層処分研究施設を使うとか、NUMOの技術開発の強化、技術開発組織との統合・連携を求めているようですが、放射性廃棄物処分の実施主体であるNUMOが、なし崩し的に瑞浪や幌延の研究施設を使うことになるのではないかと恐れております。

瑞浪の超深地層研究所については基本計画において、研究期間は約20年とされ、また、超深地層研究所の位置付けとして、原子力長期計画に基づき、『「深地層の研究施設は、学術的研究の場であるとともに、国民の地層処分に関する研究開発の理解を深める場としての意義を有し、その計画は、処分施設の計画と明確に区分して進めることが必要である」との方針が示された。』と明記されています。

処分とは明確に区分するとして、研究施設が受け入れられてきた経緯を踏まえ、処分実施主体であるNUMOもしくはNUMOと統合・連携強化した組織が、現在の地層処分研究施設を利用することに道を開かないよう強く求めます。

処分実施主体が瑞浪や幌延の地層処分研究施設を使うこととなれば、やはり国というものはそのように進めるものなのだと言え、更に不信が決定的になってしまいます。

超深地層研究所 地層科学研究基本計画

2002年2月

核燃料サイクル開発機構 東濃地科学センター

<http://jolissrch-inter.tokai-sc.jaea.go.jp/pdfdata/JNC-TN7410-2001-018.pdf>

1.1 超深地層研究所の位置づけ

原子力委員会が2000年11月に決定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画(以下、原子力長計(2000))」(原子力委員会,2000)では、高レベル放射性廃棄物の最終処分の実施に向けて必要な取り組みや関係機関の役割分担が示された。その中で、核燃料サイクル開発機構(以下、サイクル機構)には、「これまでの研究開発成果を踏まえ、今後とも深地層の研究施設、地層処分放射化学研究施設等を活用し、地層処分技術の信頼性の確認や安全評価手法の確立に向けて研究開発を着実に推進すること」が求められている。また、「深地層の研究施設は、学術的研究の場であるとともに、国民の地層処分に関する研究開発の理解を深める場としての意義を有し、その計画は、処分施設の計画と明確に区分して進めることが必要である」との方針が示された。

東濃地科学センター

協定書

<http://www.jaea.go.jp/04/tono/kyoute/kyoute.html>

<http://www.jaea.go.jp/jnc/pnc-news/npuress/PS96/PE96080803.html>

東濃地科学センターにおける地層科学研究に係る協定書

岐阜県、瑞浪市及び土岐市（以下「関係自治体」という。）並びに動力炉・核燃料開発事業団（以下「事業団」という。）は、事業団による（仮称）超深地層研究所（以下「研究所」という。）の設置にあたり、民主・自主・公開の精神に則り、下記のとおり協定を締結する。

記

- 1 事業団は、研究所について、放射性廃棄物を持ち込むことや使用することは一切しないし、将来においても放射性廃棄物の処分場とはしない。
- 2 関係自治体は、第1項に規定する事項を確認するために、事業団に対して報告を求め、又は、研究所への立入調査を行うことができる。また、関係自治体は、必要があると認めるときは、関係自治体が設置する第1項に規定する事項を確認するための機関に当該立入調査を行わせることができる。
- 3 事業団は、関係自治体の意向を尊重し、地層科学研究終了後の研究所の利用計画を策定するため、出来る限り速やかに、関係自治体の参加を得た検討機関を設置する。
- 4 事業団は、研究所を岐阜県が進める東濃研究学園都市構想に相応しい国内外に開かれた研究施設とするため、地元大学をはじめとする研究機関等の参加を求めるとともに、地震研究等の学術的な研究の場として広く提供する。また、事業団は、研究所において、地震総合フロンティア研究の一部を担う研究を実施する。
- 5 事業団は、東濃地科学センターの運営に当たっては、地元雇用を優先するなどにより地元地域の振興に協力する。
- 6 この協定に定めのないことについては、関係自治体及び事業団において協議する。

平成7年12月28日

岐阜県岐阜市藪田南二丁目1番1号 岐阜県知事

岐阜県瑞浪市上平町一丁目1番地 瑞浪市長

岐阜県土岐市土岐津町土岐口2101番地 土岐市長

東京都港区赤坂一丁目9番13号 動力炉・核燃料開発事業団理事長

立会人

東京都千代田区霞が関二丁目2番1号 科学技術庁原子力局長